

プロポーザル提案書評価基準

1 評価方法について

- (1) 評価委員は、提出された提案書により、以下に示す評価項目ごとに評価を行います。評価点の満点は440点とします。
- (2) 評価は絶対評価とし、評価項目ごとに下表のとおり評点をつけることで行います。評価点を算出するにあたり、重点項目については、2を乗じることとします。
- (3) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組の評価については、別表「ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準」に記載した項目について、項目に沿って加算します。

評価	内 容	評点
A	高い水準で満たし、かつ特筆すべき点がある	5
B	高い水準で満たしている	4
C	満たしている	3
D	満たしていない	2
E	著しく不適當	1

2 評価項目及び配点について

次に掲げる評価項目について評価を行います。

評価項目	評価の主な着眼点	評価の換算式 () は加重倍率	配点 割合
1 業務実施方針			100/440
(1) 業務目標・業務実施方針	・業務の目的を理解しているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 業務スケジュール	・業務の実施に際し、無理のないスケジュールが組まれているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
2 業務実施体制			30/440
(1) 業務実施体制	・業務を確実にかつ迅速に実施できる体制・人数・資質が整っているか。		15/440
(2) 業務実績	・実施業務につながる受託実績もしくは活動実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか。		15/440
3 各種調査及び分析			100/440
(1) 調査項目及び調査内容の提案	・調査内容・項目が交通課題を把握するうえで適切か。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 調査結果の分析及びとりまとめ方法	・調査結果に対する分析手法やとりまとめの方法に工夫がみられるか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
4 課題の整理と対策案の検討			100/440
(1) 課題整理の方法	・課題整理手法の提案が具体的であり対策案の検討を見据えての視点に立っているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 対策案の具体例の提案	・対策案の提案が、本業務の目的を理解したうえで、具体的であり、かつ実現性が高いものか。	10点×5人 (5点×2)	50/440

5 地域と連携した推進方策の検討			100/440
(1) 地域関係者との合意形成を図るための推進方策及び留意点	・ 周辺の地域関係者を適切に把握したうえで、配慮に係る事項が盛り込まれているか。 ・ 推進方策の提案が、具体的であり、かつ実現性の高いものか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
(2) 本業務以降の推進方策の進め方	・ 本業務の目的を理解したうえで具体的であり、かつ実現性が高いものか。 ・ 業務実績等からのノウハウが生かされているか。	10点×5人 (5点×2)	50/440
6 ワーク・ライフ・バランス等に関する取組			10/440
	・ 下記表によること。	—	10/440
合計			440/440

ワーク・ライフ・バランス等に関する取組に係る評価基準

評価項目 (配点)	評価の注目点	配点
ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (4点)	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得、よこはまグッドバランス賞の認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール)の取得	左記認定のいずれかを取得していれば4点
障害者雇用に関する取組 (3点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成(従業員43.5人以上の場合)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員43.5人未満)	3点
健康経営に関する取組 (3点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている	3点

3 評価結果について

- (1) 評価基準に基づいてなされた評価について、項目ごとに点数を算出し、合計点が最も高い提案書を作成した者との契約について、横浜市戸塚区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に諮ります。
- (2) 合計得点が同一であった場合には、委員の投票により順位を決定し、最も順位が高い者を受託候補者とします。
- (3) 委員の投票結果も同一となる場合は、第一位候補者の決定を評価委員長に一任します。
- (4) 評価項目のうち3、4、5のうち、過半数の委員がE評価とした項目が1つ以上あった候補者は失格とします。